

7月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和4年7月21日(木)
- 2 場所 アイセルシュラホール 3階 音楽室
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第15号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について ……資料1(生涯学習課)
 - 日程第5 議案第16号 藤井寺市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について ……資料2(学校教育課)
 - 日程第6 議案第17号 藤井寺市立幼稚園条例の一部改正について ……資料3(保育幼稚園課)
 - 日程第7 議案第18号 藤井寺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の一部改正について ……資料4(学校教育課)
 - 日程第8 報告第17号 令和4年度一般会計補正予算(第4号)について ……資料5(こども施設課)
 - 日程第9 報告第18号 教育委員会の後援名義等使用について ……資料6(教育総務課)
- 4 出席委員 教育長 濱崎 徹
教育委員 足立 義幸
教育委員 富山 昌克
- 5 欠席 教育委員(教育長職務代理者) 糸野 聡史
教育委員 福村 尚子
- 6 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育総務課長、
学校教育課長代理、文化財保護課長、生涯学習課長、
スポーツ振興課長、図書館長
- 7 その他出席者 こども未来部長、保育幼稚園課長、こども施設課長
- 8 書記 教育総務課副主査
- 9 傍聴者 0人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

皆さんこんにちは。糸野委員と福村委員がご欠席ということですが、会は成立し

ておりますのでよろしくお願いいたします。

令和4年度の第1学期が終了いたしました。今年こそは、コロナ禍の影響を受けずに、学校運営ができたかと期待しておりました。4月当初は、第6波が収束しかけておりましたが、高止まりの状況が続いており、少し不安がありました。中学校の修学旅行や各校の遠足などの行事が滞りなく執り行われましたし、3年ぶりの水泳指導も行われました。市民の暮らしも、何とか平常を取り戻しつつあったのかなというふうな感想をもっておまして、このまま順調に夏休みに入ってほしいなと願っていましたが、7月の第1週を過ぎたところから感染者数が増えだし、とうとう第7波の到来が宣言されました。心配なのは、コロナ禍の制限された生活により、楽しい夏休みの多様な体験ができにくくなったことです。

長い休暇となりますが、何とか第7波も早く収束して、元気な笑顔で2学期に登校してくれることを我々も願っているところです。

それでは、7月の定例教育委員会議を始めます。

初めに、本日の会議録の署名委員ですが、富山委員よろしくお願いいたします。続きまして、前回令和4年6月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願いいたします。

次に、教育長報告を1件させていただきます。

7月6日に世界遺産登録3周年を迎えました。古市古墳群公式 Facebook 等、HP で7月6日に向けて10日前から、カウントダウン形式で古市古墳群の構成資産などの写真を掲載しました。

7月17日には、世界遺産登録3周年記念事業を、ハレマチフジイデラ、羽曳野市、羽曳野市観光協会、藤井寺市観光協会、藤井寺市観光ボランティアの会、四天王寺大学、緑涼高校の協賛を得まして、アイセルシュラホールで開催いたしました。

缶バッチ作り、甲冑着せ替え体験、図書無料配布を行いました。またワークショップや飲食、物販販売が先ほど申しました協力団体によって行われました。大変盛況でございました。

また、7月15、16（雨天中止）、17日の3日間、ナイトツアー・「古市古墳群の原風景を探求しよう」というテーマで実施いたしました。午後の7時15分に参加者に現地の古室山古墳に集合していただきまして、古墳の原風景について担当者より説明をし、墳丘上で夜景をバックに古墳周辺の状況について説明をし、最後に記念撮影をしました。コンセプトとしまして、1600年前の人々が見たであろう原風景に思いを馳せ、悠久の歴史を実感する取組みということで実施をさせていただきました。以上、報告いたします。

それでは、会議次第に従い議事に入ります。本日は、議決案件が4件、報告事項が2件でございます。

まず、議案第15号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について、生涯学習課長、説明願います。

○生涯学習課長

議案第15号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

今回は、藤井寺南放課後児童会(藤井寺南小学校児童会)ふじのこ学級につきまして、入会希望の増加に伴い、令和4年度より定員を拡大して運営しております。そのため、令和4年4月1日に遡り定員の改正を行うものです。また、併せて他の文言につきましても所要の改正を行うものです。以上です。

○教育長

ただ今の件につきまして、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。人数が変わったということで、20人から40人に変えたということですね。それと、文言を変えたということですが、教育委員会を委員会に改めるという、これはどういう意味ですか。

○生涯学習課長

今回、条例規則に変更後のものを付けていますので見ていただきますと、第2条の2に、前項の規定にかかわらず、藤井寺市教育委員会(以下「委員会」という。)と書かれていたにもかかわらず、今回、第3条第1項のただし書中には「教育委員会」と残っていたので、全て委員会という文言に修正したものです。

○教育長

わかりました。それから、(第1号に掲げる日を除く。)と追加している。第1号に掲げる日というのは、どれですか。

○生涯学習課長

第4条の(1)を見ていただいて、日曜日と書かれているところです。

○教育長

皆さん、おわかりいただけますでしょうか。他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第15号 藤井寺市放課後児童会条例施行規則の一部を改正する規則について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第15号について、決定いたします。続きまして、議案第16号 藤井寺市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、学校教育課長代理、説明願います。

○学校教育課長代理

議案第16号 藤井寺市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

府教育庁の人事関係規則等の変更に伴いまして、4月1日より、いくつかの改正が行われております。主な改正内容というのが3つございます。

1点目は、不妊治療休暇というものが以前はあったのですが、それを出生サポート休暇ということで名前を変更しまして、出生サポートに関わる休暇に関しましては、有給の特別休暇というかたちで今後改正になります。

2点目は、小学校高学年や中学校で行う宿泊を伴う学校行事の勤務時間の割振りを、これまで半日単位だったものを、1時間単位で振替えることが可能になるということで改正がされております。

3点目は、非常勤講師というかたち（時間講師）で働かれている先生がいるのですが、そういった先生の育休要件が勤続一年以上というものがあったのですが、そういった部分を廃止して、産休等を有給化するかたちで改正しているということが変更点になります。

3月末の段階で令和4年に通知はあったのですが、通知内容の検討、必要な市の規則改正等を課内で検討させていただいたために、今回の議案の提示となりました。教育委員会議で承認された段階で、正式に学校の方には通知させていただこうと考えております。以上です。

○教育長

ただ今の件につきまして、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。勤務時間の割振りですが、中学校の新旧対照表で見たら、午前8時20分からに変更したのですね。このあたりの説明をお願いします。

○学校教育課長代理

今回の改正にあたりまして、小学校の勤務時間しかこれまでは書いていなかった経緯がありまして、小学校と中学校では10分中学校が早く始まって早く終わるというかたちになっているので、それを再度、この改正に伴って追記させていただいたということになります。

○教育長

実態どおり書いていただいたということですね。勤務について、3つの変更点は改善されていっているのですね。それと、勤務の割振り時間、始業時間を実態に合わせて書いたということで改正を出しています。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第16号 藤井寺市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第16号について決定いたします。

続きまして、議案第17号、藤井寺市立幼稚園条例の一部改正について、保育幼稚園課長、説明願います。

○こども未来部次長兼保育幼稚園課長

議案第17号「藤井寺市立幼稚園条例の一部改正について」ご説明いたします。資料3をご覧ください。

はじめに、この条例改正につきましては、以前からご報告させていただいておりますように、現在、市立道明寺幼稚園と市立第2保育所の一体化施設であります藤井寺市立道明寺こども園を、令和5年4月に、道明寺幼稚園及び第2保育所を廃止し、学校であると同時に児童福祉施設でもあります幼保連携型認定こども園へ移行することに伴うものでございます。

移行にあたりましては、当該幼稚園条例の一部改正のほか、資料3末尾に添付しています「藤井寺市立認定こども園条例」の制定、後にあります議案第18号「藤井寺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例」の一部改正、及びその他関係条例の改正につきまして、9月議会で行う予定でございます。

それでは、藤井寺市立幼稚園条例の一部改正についてご説明いたします。資料3（2枚目）の新旧対照表をご覧ください。改正の内容につきましては、第2条の表から道明寺幼稚園の項を削除するものでございます。施行期日は、令和5年4月1日とさせていただきます。参考としまして、今回新たに制定することとなります藤井寺市立認定こども園条例の案を末尾に添付しておりますので、簡単にご説明させていただきます。

規定の内容につきましては、第1条として、幼保連携型認定こども園の『設置』について、第2条として、『名称及び位置』について、第3条として、『入園の資格』について、第4条として、『入園（に関する市長）の承認』について、第5条として、『入園（の承諾）の取消し』について、第6条として、市長への『委任』について定めております。条例の施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

また、その他の附則として、第2項で施行日以前に入園決定その他の準備行為ができることや、第3項で令和4年度の幼稚園及び保育所の4歳児については、令和5年度は、認定こども園への入園承諾を受けたものとみなす経過措置を設けております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、市規則の制定も含めて、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関する事その他に関しては教育委員会の意見を聴かなければならないとされております。

市規則の制定はこれからとなりますが、今後、教育委員会に諮っていくこととなりますので、よろしくお願います。以上、簡単ではございますがご説明とさせていただきます。

○教育長

委員の皆さま、何かご質問等ございますか。1つは、来年度、道明寺幼稚園がこども園になるということで、所管が市長部局に代わるということですので、教育委員会の幼稚園条例の中から道明寺幼稚園の名前は消えるということと、新たに、藤

井寺市の認定こども園条例を策定するというところで、今いろいろ説明のあった内容ということでございます。よろしいでしょうか。それでは、議案第17号 藤井寺市立幼稚園条例の一部改正について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第17号について決定いたします。

続きまして、議案第18号 藤井寺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の一部改正について、学校教育課長代理、説明願います。

○学校教育課長代理

議案第18号 藤井寺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

藤井寺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例を来年度より一部改正させていただきます。その理由は、先ほどもありましたように、認定こども園の設置に伴う改正というかたちになり、第6条の実施に関する必要な事項については、教育委員会規則を改めまして保育幼稚園課、学校教育課それぞれで協議し、再検討していくというかたちになります。以上です。

○教育長

ただ今の件につきまして、委員の皆様、何かご質問等ございますか。日にちは書いてないようですが、公布日はどうなりますか。

○学校教育課長代理

同じく4月1日からになります。規則等はそれぞれの課で調整して策定していきます。

○濱崎教育長

これも、こども園に関することの追加議案です。他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第18号 藤井寺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の一部改正について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第18号について決定いたします。以上で議案につきましては終了いたしました。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決をさせていただきましたので報告いたします。

まず、報告第17号 令和4年度一般会計補正予算(第4号)について、こども施設課長、報告願います。

○こども施設課長

報告第17号 令和4年度一般会計補正予算(第4号)について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

まず、歳入でございますが、こども施設課より市立幼稚園において新型コロナウイルス感染症対策のために購入する衛生消耗品の経費に対する府補助金として、教育支援体制整備事業補助金を計上いたしました。

次に、歳出でございますが、市立幼稚園におきます新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、ペーパータオル、消毒液などの衛生消耗品の購入の経費を計上いたしました。以上でございます。

○教育長

ただいまの件につきまして、委員の皆様、何かご質問等ございますか。ペーパータオル等の消耗品を買っていただいたということです。よろしいでしょうか。それでは、報告第17号 令和4年度一般会計補正予算(第4号)について、承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、報告第17号について承認いたします。

続きまして、報告第18号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長報告願います。

○教育総務課長

報告第18号 教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。

今回の報告につきましては、令和4年6月の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料6の表の4件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○教育長

ただ今の件につきまして、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第18号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○濱崎教育長

ありがとうございます。それでは、報告第18号について承認いたします。

以上で、本日予定しておりました案件は終了いたしました。全体を通じて何かご発言等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上を持ちまして、7月定例教育委員会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時25分